

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	被保険者証の返還請求	
根拠法令等及び条項	国民健康保険法第9条第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項	
処分基準	根拠条項	国民健康保険法第9条第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項
	参考事項	国民健康保険法第36条第1項、第52条第1項、第52の2第1項、第53条第1項、第54条第1項、第54条の2第1項 国民健康保険法施行規則第5条の5、第5条の6、第5条の7、第5条の8、第5条の9 栃木市国民健康保険税滞納者対策実施要綱第6条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋 (届出等)</p> <p>第9条</p> <p>3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第107号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>5 前2項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給</p>	

等を受けることができる者を除く。)にあっては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。)、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証)を交付する。

7 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

8 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

9 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

(療養の給付)

第36条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(入院時食事療養費)

第52条 市町村及び組合は、被保険者(特定長期入院被保険者を除く。)が、自己の選定する保険医療機関について第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

(入院時生活療養費)

第52条の2 市町村及び組合は、特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該特定長期入院被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該特定長期入院被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

(保険外併用療養費)

第53条 市町村及び組合は、被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

(療養費)

第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

(訪問看護療養費)

第54条の2 市町村及び組合は、被保険者が指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）について指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

国民健康保険法施行規則抜粋

(法第9条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第5条の5 法第9条第3項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第2項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
- (2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条第1項第1号又は第2項第1号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。第27条の12第2号において同じ。）の医療費の支給
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- (5) 削除
- (6) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- (7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

- (8) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- (9)の2 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の医療費の支給
- (9)の3 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98八号）第4条第1号の医療費の支給
- (9)の4 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給
- (9)の5 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給
- (10) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
- (11) 令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給
- (12) 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

（法第9条第3項の厚生労働省令で定める期間）

第5条の6 法第9条第3項の厚生労働省令で定める期間は、1年間とする。

（被保険者証の返還）

第5条の7 市町村は、法第9条第3項又は第4項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し被保険者証の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主に通知しなければならない。

- (1) 法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求める旨
- (2) 被保険者証の返還先及び返還期限

2 市町村は、法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求められている当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に係る被保険者証が第7条の2第4項の規定により無効となったときは、当該世帯に属する全ての被保険者（法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者を除く。）に係る被保険者証が返還されたものとみなすことができる。

（特別の事情に関する届出）

第5条の8 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村から求めがあつた場合において、令第1条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号
- (2) 保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次項、第27条の14の2第1項及び第4項、第28条第9項第2号並びに第32条の3第2号において同

じ。)を納付することができない理由

(3) 被保険者記号・番号

2 世帯主は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、令第1条の2に定める特別の事情（世帯主が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。）があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

3 市町村は、必要に応じ、前2項の届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第5条の9 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村から求めがあつた場合において、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

(1) 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者の氏名、住所及び個人番号

(2) その被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称

(3) 被保険者記号・番号

2 世帯主は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

(1) 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となった被保険者の氏名、住所及び個人番号

(2) その被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称

(3) 被保険者記号・番号

3 前2項の届書には、その被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

4 市町村は、第1項及び第2項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

栃木市国民健康保険税滞納者対策実施要綱抜粋

（被保険者証の返還請求及び資格証明書の交付）

第6条 市長は、前条第2項に規定する弁明書が提出期限までに提出されないとき又は当該弁明によっても被保険者証の返還の措置が正当であると認められるときは、対象世帯主に対し、被保険者証の返還を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象世帯主が被保険者証を返還しないときは、当該被保険者証の有効期限が満了した時点をもって当該被保険者証の返還があつたものとみなす。

3 市長は、前2項の規定により被保険者証が返還されたときは、当該世帯主に対し、資格証明書を交付するものとする。

- 4 市長は、資格証明書を交付する世帯に原爆一般疾病医療費の支給等を受けられる被保険者がいるときは、その者に係る被保険者証を併せて交付するものとする。
- 5 市長は、資格証明書を交付する世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がいるときは、その者に係る被保険者証を併せて交付するものとする。